



取引費用経済学と関係的契約からみた反トラスト法上の取引義務

柳川, 隆

(Citation)

国民経済雑誌, 192(2):31-42

(Issue Date)

2005-08

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/00056020>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/00056020>



取引費用経済学と關係的契約からみた 反トラスト法上の取引義務

柳 川 ¹⁾ 隆

反トラスト法上で支配的事業者に取引の継続義務を命じたアスペン判決とコダック判決を、取引費用経済学と關係的契約の視点から検討した。取引費用経済学は關係特殊投資のホールドアップ問題の大きさに応じて、市場取引からハイブリッド組織、そして統合へと組織面に対応することを示しているが、本稿では、市場化社会においてハイブリッド組織の有効性を活用するためには、契約における社会的協力を重視する關係的契約が重要であり、社会的協力をどの程度重視するかの場合を得て關係的契約の規範を拡充していくことが課題であると述べた。そうした面からみると、コダック判決は古典的契約に近い「現在化」を重視したものであり、ジョスコの見解とは逆に取引費用経済学の原理からは離れること、また、アスペン判決はカールトンの批判に反して反トラスト法上で理解できるものであるとともに、關係的契約の視点から見直す可能性について論じた。

キーワード 取引費用経済学, 關係的契約, 反トラスト法, 取引義務

1 はじめに

1980年代半ば以降に、反トラスト法の歴史の中で、それまでのシカゴ学派の隆盛に対し、ポストシカゴ学派が成功を収めたとされる重要な訴訟が二つあった。それがアスペン判決とコダック判決であり、ともに裁判所が支配的な事業者にライバルとの強制的な取引の義務を命じたものであった。アスペン事件は、複占市場でのジョイントベンチャーの契約において、支配的事業者がその継続を拒否したものであり、コダック事件は、ある財の独占的供給者が、(自社も供給者の一つである)その重要な補完財の市場で、他の競争者に対して取引の継続を拒否したものであった。裁判所は、これらの行為がいずれもシャーマン法2条で禁止する独占化に該当し違法であるとして、取引の継続を命じた。

こうした判決は、市場における自由な企業行動が市場の効率をもたらすというシカゴ学派や、取引費用を削減するよう組織や契約が工夫されるという取引費用経済学から批判を浴びた。両者からの批判は、いずれも自由な契約のなかから効率的な結果がもたらされることを重視している。

コダック判決についてはさまざまな批判的検討がなされてきた。シャピロやカールトンは、補完財の市場で本来有するはずの独占力を認めるとともに、事前の競争の存在の役割を重視して判決を批判しているが、コダック判決から導かれる反トラスト法上の現在の主な見解は、支配的な企業がロックインされた顧客に対して事後的な契約の変更によりホールドアップを行い、それがライバル企業の排除につながる場合に違法とするものである。ジョスコ²⁾は、取引費用経済学にもとづいてこうした取引ルールを支持している。

アスペン判決についてカールトンは、共同事業は当事者にとって有意義であれば政府の介入がなくとも成立するものであり、政府が規制当局のようにその事業の分配に関与することも好ましくないと批判しているが、この件もコダック判決と同様に、既存の契約の破棄がライバル企業の排除につながる蓋然性があったことが問題視されたと考えられる。

本稿では、取引費用経済学と関係的契約の視点から、ジョスコのコダック判決に対する見解、およびカールトンのアスペン判決に対する見解を検討する。取引費用経済学は、取引関係者が限定合理性のもとで不完備契約を余儀なくされ、将来の機会主義的な行動によるホールドアップの危険性があるという環境の中で、ホールドアップに伴う取引費用を節減するような契約と組織の関係を考察する。そして、古典的契約や関係的契約といった契約を、市場取引と企業統合およびその中間のハイブリッド組織と関係づける。こうした取引費用経済学の視点からは、古典的契約への回帰を促すような、事前の契約を重視するコダック判決の修正やアスペン判決の方向は必ずしも完全であるとは考えられない。本稿では、こうした判決の検討の中で、事前の契約を重視してホールドアップを避ける契約作りが法律家に求められるとともに、関係的契約の拡充余地を広げてハイブリッド組織の基盤を拡充するような関係的契約の整備が求められるということを論じていく。

以下、第2節では、契約と関係した取引費用経済学の考え方について紹介し、第3節と第4節ではアスペン判決とコダック判決をめぐる議論について紹介する。第5節では関係的契約に関して紹介するとともに、その拡充と取引費用の軽減について考察する。それに基づいて、第6節ではアスペン判決とコダック判決を再考する。第7節は結語である。

2 取引費用経済学からみた契約と組織

この節では、取引費用経済学について紹介するとともに、取引費用経済学からみた契約と組織について整理する。³⁾

取引費用経済学はコースの古典的な論文に始まった。⁴⁾ コースは、市場取引でなく企業内取引をする理由として取引費用を考え、市場取引を利用するためのさまざまな費用として、市場で価格を見つける費用や交渉をして契約を結ぶ費用をあげた。コースは取引費用が大きく、組織内で取引を行ったほうが市場取引を行うよりも効率的な場合には統合すると考えた。

ウィリアムソンは、コースの取引費用経済学を拡張し、取引費用としてホールドアップの危険性に伴う費用を重視した⁵⁾。特定の相手との取引のための関係特殊投資を行なうと余剰を生み出す場合でも、事後的に相手方からその余剰を奪おうとするホールドアップをされる危険性があると、投資へのインセンティブが欠如する。そのため、ホールドアップの危険性が高いときには関係特殊投資を行うために統合することが望ましい。関係特殊投資が必要でホールドアップの危険性が高いときには統合による組織内取引を行うことが効率的となる。

ウィリアムソンはさらに、市場取引と統合の中間的な組織であるハイブリッド組織を考察した。企業間取引の形態はさまざまであり、消耗財の単発的取引のような、典型的な市場取引を一方の極とし、統合による内部取引をもう一方の極とすると、いわゆる系列を通じた取引のような長期的・継続的な取引や、フランチャイズ制、業務提携や資本提携、ジョイントベンチャーがその中間に位置する。このように、長期的・継続的な社会的関係のなかで結ばれる契約を関係的契約とよぶ。関係的契約が結ばれるハイブリッド組織では、当事者の取引の価値を高めるための関係特殊投資が必要となることが一般的であり、関係する当事者の協力がその成否の重要な鍵となる。コダック事件のような耐久財のアフターマーケットでの取引における事業者間や、アスペン事件のような共同事業を行う事業者間の取引も、単なる一回限りのスポット取引ではなく、関係特殊投資を伴う長期的・継続的な取引関係である。

どのような形態が取引費用を低くするかは、関係特殊投資の大きさとホールドアップの危険性の大きさによる。こうした関係特殊投資の必要性がないときには、市場の競争によるメリットを受けやすい市場取引が用いられるが、関係特殊投資が必要になると、ホールドアップを避けるような関係的契約が望ましくなる。

もし関係特殊投資がさらに大きくなると、統合して組織内取引を行う方が望ましくなることもある。ただし、組織内取引を行うと、市場に良質で安価な部品等の商品が存在しても利用しないという非効率をもたらす可能性が、ハイブリッド組織のとき以上に高くなる。したがって、関係特殊投資の必要性が小さく、ホールドアップの危険性も小さいときには市場でのスポット取引が望ましく、関係特殊投資が重要になってホールドアップの危険性が予期されるとハイブリッド組織が選ばれる。そして、関係特殊投資が非常に大きく、当事者間の協力も非常に重要となり、ホールドアップの危険性が頻繁となるときには統合が選ばれる。取引すなわち資源配分は、市場取引では交渉と合意によりなされるが、統合されると命令系統により行われるのでホールドアップが阻止される。ハイブリッド組織はその中間であり、当事者間の関係的契約により、継続する取引のプロセスでホールドアップの危険を回避する努力がなされる。

3 アスペン判決とその批判

この節ではアスペン事件の概要と、判決に対するカールトンによる批判を紹介する。⁶⁾アスペン事件は、コロラド州アスペンのスキーリゾートを運営するアスペン・ハイランド・スキー社（以下、ハイランド社）がアスペン・スキー社（以下、スキー社）を訴えたものである。アスペン地域には四つのスキー場があり、スキー社がそのうちの三つを、ハイランド社が残りの一つを所有していた。長年にわたり、両社は一週間有効の全スキー場共通券を発行し、収入を利用に応じて分配していた。共通券は全スキー場の総収入の約35%を占めており、ハイランド社のシェアは1973年から1975年にかけて16.8%から18.5%であった。1976年にシェアが13.2%に落ちたのを機に、スキー社はハイランド社の分配率を13.2%に固定することを発行継続の条件とすることを申し出た。その年は結局15%で応じたが、1978年には12.5%とすることを提示した。スキー社は独自に自己の3スキー場共通3日券を販売し、ハイランド社のリフト券販売を拒絶した。それに応じてハイランド社は自社の3日券とスキー社の3日分に相当する引換券をセットにしたパック商品を開発した。この引換券は銀行で現金化することができるものであったが、スキー社は引換券の利用を拒絶した。ハイランド社は引換券の代わりに相当額のトラベラーズチェック等の提供に代替したが、不便なために旅行代理店や消費者に受け入れられなかった。その結果、ハイランド社のシェアは共通券の廃止後に11%に低下した。

ハイランド社は訴訟を起こして、1985年に最高裁で勝訴した。裁判では、消費者への影響と、不必要に競争制限的な行為で競争を損なったかが検討された。消費者にとって共通券は魅力的であり、その廃止で悪影響を与えた。ハイランド社は共通券がなくなって以降にシェアが低下していった。スキー社は説得的なビジネス上の正当化理由を示すことが出来なかった。スキー社はハイランド社との関連のチケット販売から得られる利益を失うような行動をとっていた。こうした事実はシャーマン法2条違反の独占化行為であると判断された。

これに対して、カールトンは次のように批判する。もし共同事業が優れたものであれば、当事者がその製品を生み出すインセンティブが存在し、問題は分配だけとなる。ハイランド社にとっては条件が悪くなるとしても、裁判所の介入なしで交渉は成立するはずである。また、裁判所に対してジョイントベンチャーの適正な分配を求めるのは、裁判所が取引条件を設定する規制機関となることであり、それは望ましくない。

4 コダック判決とその批判

この節では、耐久資本財であるコピー機の売り手であるコダックとその多くのユーザーである企業との間のホールドアップ問題を紹介し、ジョスコーが示した、取引費用経済学に基

づく競争政策に対する見方を紹介しよう。⁷⁾

業務用コピー機のような耐久財には、その財の市場（プライマリーマーケット）とともに、購入後に必要となる補修部品・補修サービスの市場（アフターマーケット）がある。1980年代初めに、コピー機市場では、コダックが20%のシェアを有し、ゼロックスやIBMと競争していた。コダックの補修部品の多くは専用部品で、他社コピー機用部品とは代替ができず、コダックが専用部品の特許を有していた。コピー機保有者は、コダックとサービス契約を結ぶことも、コダックから部品を購入して自ら修理することもできた。

当初は、コダックが補修サービスの唯一の供給者であったが、コダックの従業員が独立してサービスを提供するようになった。コダックは独立事業者にも部品を供給した。コダックがそれでも補修サービスで80%のシェアを有していた。しかし、1985年に、コダックは独立事業者に部品を供給しないこととした。そこで、1987年に18の独立系事業者（ISO）が、コダックが補修部品を補修サービスに抱き合わせたと訴えた。

独立事業者の主張は次の通りである。補修部品は補修サービスとは別の、一つの関連市場をなし、コダックの部品は専用部品であるため、また、機器のスイッチングコストが大きいいため、コダック機器の保有者はロックインされている。コダックは抱き合わせを通じて独立事業者を排除することで、サービス価格を高め、コピー機保有者をホールドアップする。

これに対してコダックは、顧客は本体と補修のライフサイクルコストを考慮して機器の購入を決めるため、プライマリーマーケットが競争的であるならば、顧客はアフターマーケットの価格上昇を見越し、コダックの機器は値下がりすることになるので、結局コダックは市場支配力⁸⁾を持ってないと主張した。

1992年、最高裁はサマリージャッジメントで、シャーマン法1条違反について、性能や修理等の情報の不完全性、情報入手コスト、高いスイッチングコストがあることから、機器市場で競争があっても、補修部品・補修サービス市場でコダックが市場支配力を有する可能性があるとした。またシャーマン法2条についても、部品についての支配を利用しサービス市場での独占的地位を強化する行為であり違法であるとした。そして、コダックの市場支配力、正当化事由は事実認定によるとし、実際に1997年の控訴審でコダックは敗訴した。

この判決に対し、ジョスコは批判的であった。市場の不完全性があれば、耐久財供給者やフランチャイザーは市場支配力を持つこととなり、ホールドアップやロックインはいつでも反トラスト訴訟になりえ、実際にその後は訴訟が増加した。しかし、次第に裁判所は事前の競争を重視し、契約が交渉された時点に着目してその後の展開が予期されたかを見るようになる。契約時に契約の意図が十分に伝えられ、あらかじめ予期されていないような合理的でない変更がなされたものでないならば、契約後のホールドアップは問題とならない。ジョスコは、アフターマーケットやフランチャイズなど垂直的な関係に対して、もし取引費用

経済学に依拠していれば、事前の契約を重視するという結末にいち早く達することが出来ただろうと考えている。

ジョスコはさらに、こうしたルールが取引費用経済学の理論に適っているだけでなく、制度的にみてもすぐれているとした。取引費用経済学からみて、違法な反競争的行為を見逃すのが社会的な費用であるとともに、適法な競争促進行為を違法とすることも費用である。訴訟ごとに裁判所が情報の不完全性やスイッチングコストを考慮に入れて消費者の損害を計算することは無理であり、また訴訟が増加するなかで誤った判断がなされる危険性も高まる。⁹⁾ 契約当事者にとっても裁判所にとっても、合理的で単純な判断基準が望ましい。

5 関係的契約の拡充と取引費用の軽減

コダック判決のように、事前の契約を重視することで、事後のホールドアップに対する訴訟を回避することを要請するのは、古典的契約の理念に回帰することである。取引費用経済学は第2節で論じたように、不確実な長期にわたる契約を、事前の交渉の段階ですべて明らかにするような契約が不可能であるという点から出発した。そして、取引において限定合理性と機会主義の行動があるために、ガバナンスによる適応を重視した。そうした点から見ると、古典的契約の精神の重視は、それが可能かつ容易である限りは望ましいとしても、常にそれを求めることは取引費用経済学の精神に合致しない。

将来の不確実性に対しては、取引費用を引下げる組織の採用とともに、関係的契約を用いるハイブリッド組織の取引費用を軽減し、より積極的にハイブリッド組織を活用することが考えられる。関係的契約では、契約当事者間の関係を重視し、継続的な取引関係のなかでどのような状況であるかが訴訟での判断に影響する。当事者が一定の取引関係に入ってから、相応の「協力」が要請される。社会的にどの程度の協力が求められるのが適当かは後に検討するが、こうした協力を要請することは、古典的契約が、将来の出来事に対する対応を現在において定めようとする「現在化」と、契約相手との継続した関係を捨象する一回限りの契約である「単発性」¹⁰⁾ を特徴とするのとは対照的である。

現在化の努力が容易であれば、すなわち大きな費用をかけることなく、将来の出来事が比較的予見しやすく、それへの対応を事前に交渉し合意することが容易であれば、契約の事前ですべて交渉することが望ましい。それにより将来の再交渉や紛争の可能性が低下し、契約の当事者にとって将来の状況が予見しやすくなる。しかし、将来に予見しにくい出来事が起こると予想され、あらゆる事態への対応をあらかじめ定めることが困難な場合、あるいはそれには多大な費用がかかる場合には、古典的契約では対応できない。将来の再交渉が必要となったり、場合によっては修正や変更も必要となったりする場合があります。

関係的契約論を築いたマクニールは、関係的契約における「協力」を重視する。マクニー

ルによると、関係的契約における契約は「社会的協力のための道具」である。マクニールが協力を重視している箇所を引用すると、「……関係的契約から……もたらされるのは、各当事者の長期的な経済的（物質的）利害と、個々の交換において個人的効用を最大化したいという目先の願望とが、相容れない状況である。交換が関係的になればなるほど、最大化という考えは現実味を失っていく。交換は、交換余剰を生むことで、……富の蓄積をもたらし、こうして蓄積された富は、独占される代わりに分配されることも可能であり、この場合の分配は、相手に対する一方的な贈与としてではなく、自身の経済的な利益を守るために行われる……。長期的な利益のために行われる交換からは、やがて様々な規範が生まれ、各当事者は、それらの規範を自ら遵守すると同時に、誰にもそうすることを期待するようになるのである。」¹¹⁾ そのような結果として、「双方の取り分における格差も、長期的な相互利益を考えるならば取るに足らないものであるという感覚が存在しうる。将来に対する共通の期待感によって、契約当事者間の壁は取り除かれ、両者が一体となって効用の最大化を追求するようになる。」¹²⁾

関係的契約論において示された協力について経済学の視点から見てみよう。そもそもエッジワースのボックスダイアグラムに示されるような純粋交換においても、交換（取引）によって取引参加者の効用水準は高まる。しかし、契約曲線上に位置すると、パレート最適が実現され、取引参加者すべての効用水準をそれ以上の水準へと同時に高めることはできない。その点を基準にするとそこからはゼロサムゲームの状況となり、もはやそれ以上に協力が生じる余地はなく、「自分自身がいかに多く獲得できるか」が関心事となる。しかし、生産に関する取引のなかで、協力により効用可能性フロンティアが上位にシフトし、プラスサム・ゲームとなるのであれば、当事者は自己の利益追求のためにも協力的関係に入りうる。プラスサム・ゲームで実際に協力が生じることを、経済学では繰り返しゲームで説明するとともに、協調がいつも生じるわけではないことを明らかにしている。

現実問題として、マクニールが重視する社会的協力を促す規範が、判例の蓄積や、実定法の制定、あるいは商慣習の定着として整備されていくことが望ましい。実際、日本では、民法の信義則の解釈を通じて、以下の例で示されるように、当事者の関係を重視する判例がでてきている。¹³⁾ どの程度の社会的協力を求めているかという視点からこれらを整理してみよう。どの程度の社会的協力を求めるかは、社会における価値判断による。第1に、最も反論の可能性が低い保守的なものは、「明らかに非協力的な行為、すなわち自己の利益を上昇させることなく契約相手の利益を低下させる行為、を制限するという契約上の義務」であろう。例として、信義則に関する、「契約準備段階における注意義務」や「損害軽減義務」などがこれに当てはまる。契約準備段階における注意義務とは、契約交渉が一定の段階に入った場合には、たとえ契約の準備段階でも一方的に相手に損害を与えないように配慮すべきということであ

り、損害軽減義務とは、契約関係に入った当事者が相手に損害が発生することを容易に回避できる場合にはそうする義務があるというものである。

第2に、功利主義的な価値判断に立つ場合には、「契約当事者の総利益が低下するような行為を制限する契約義務」というより強い協力義務が求められよう。これは、契約当事者間に信頼が必須となるような深い関係的契約の際には納得が得られよう。第3に、さらに強い協力を求めると、「一方に大きな損害が生じるような契約解除や契約条件の変更を制限」することも考えられる。たとえ合計の利益が増大する場合であっても、一方の不利益が大きくなるような行為を制限することになる。この例として、「代理店やフランチャイズ、借地借家、雇用における契約解除の制限」などであろう。これらは、関係特殊投資と関連して理解することが出来る。

社会的協力の範囲をどこまで求めるかは社会の価値観による。社会的な合意を得つつ関係的契約の規範を整備することは、社会的衡平の観点からも首肯できようが、効率性の観点からも望ましい。第2節で説明したように、取引費用経済学では、ハイブリッド組織には関係的契約が適している。したがって、社会的協力を促す規範が整うことは、関係的契約の有効性が増し、ガバナンスにおいて統合の必要性を減じる効果を有する。ハイブリッド組織を採用する取引費用を減らし、ハイブリッド組織の利用可能性が拡充する。ハイブリッド組織ではホールドアップ問題に対応できないときに統合が選ばれるのであったが、ガバナンスとしてハイブリッド組織の利用可能性が拡充することにより、統合に必要な取引費用を社会的に削減することができるのである。

6 アスペン判決とコダック判決の再検討

アスペン判決とコダック判決を、契約および協力を促す規範の視点からみてみよう。いずれも、契約を結んだのちに一方が他方に契約の修正および解除を申し入れたものである。契約を初めから結ばなかった場合と結んだのちに解除する場合では、一見結果は同じように思われるが、関係特殊投資の有無に関係するので、実態は異なる。同様に、契約がどの時点で結ばれるのかも、その後の交渉力の問題として重要である。

アスペン事件に関する興味深い点は、共通券はかつて3つのスキー場が別々の会社により所有されていたときに作り出されたことである。その後4つ目のスキー場も含まれるようになり、利用者には好評であった。市場の性格が変わったのはスキー社が買収により独占力を得てからである。スキー社がハイランド社との契約で強気に出られたのは、ゲーム論で考えると、契約が締結されなかったときの利得が高まったからである。スキー社にとって単独で3スキー場共通券を発行することが魅力的となったため、4スキー場共通券をハイランド社と共同で発行することによるメリットが小さくなった。場合によってはデメリットとなる可

能性すらある。反トラスト法による判決では、市場支配力を有するスキー社がハイランド社を排除しようとしたと認定されたが、実際に、スキー社は一時的な収入の減少を超える利益をハイランド社の排除後に回収できると考えたのか、それとも実際にハイランド社が存続していても、協力を止めることで利益が増加すると考えたのかは不明である。共通券の販売収入は、ナッシュ交渉解による場合に、当初の競争的な3スキー場により発行された場合には、利用に応じて分配することが合理的であったが、スキー社が市場支配力を持った時点では、4スキー場共通券の分配は、単純に利用率に応じて分配するものとは異なる。もしスキー社が3スキー場を有した後に初めてハイランド社と共通券を発行することを検討した場合には、当初のような分配条件による共通券を発行しようとはしなかったであろう。

競争的な状態で開発した共通券を土台として、支配的となった後のスキー社が新たな分配条件を変更しようとすることや、共同事業を止めようとするには経済活動としての合理性はあるだろう。カールトンもその点を指摘する。ただ、既に契約されたものを支配的事業者が変更することにより、ライバルを排除することになれば、そうした行為は反トラスト法上で違法となるという判断はやはり積極的に理解できる。

取引費用経済学からみると、特に関係特殊投資による利益がホールドアップされたとは考えにくく、ホールドアップを阻止するという点からハイランド社を救済する必要性は考えにくい。ただ、企業戦略上から考えると、ハイランド社はスキー社が買収により市場支配力を形成する以前に、他社と合併するなど、連合して対抗措置を考えることができた。

契約の現在化を推し進めるという点からは、結果として市場が独占的になった場合の対応も事前に考えておくべきであったということになるが、これは当初の3社の契約の時点では考えにくいものであっただろう。

関係的契約の観点からは、協力を促す規範として第5節で述べた基準に当てはまる。スキー社が自己の利益を犠牲にしてハイランド社の利益を減らしていたのなら第1の基準に該当し、そうでなく、全体の利潤は増加するが協力を終了するのであれば第2の基準に該当する。また、自己の利潤は増加するがそれ以上に相手の利潤が大きく減少するのなら第3の基準に該当する。本稿で考察した社会における関係性の重視の観点からみると、本事件が反トラスト法の視点だけでなく、関係的契約における社会的協力の追及と擁護の視点からみることができるかどうか、またそうした規範を形成していけるかが今後の課題になると思われる。

次にコダック判決についてみてみよう。コダック社のコピー機の利用者は、独立系サービス事業者 (ISO) の低料金サービスを利用してきて便益を受けていたのだが、コダックによる突然の ISO への部品供給停止により利用者は ISO のサービスを受けられなくなった。ISO の補修サービスを受けるつもりでコダック製の機器を購入しようとした企業は、コダックのサ

ービスしか受けられなくなるという予想外の不利益を被ったことになる。コダックのコピー機を購入してロックインされた顧客に対して、コダックは機会主義を発揮できたわけで、これはインストール・ベースの機会主義と呼ばれる。このインストール・ベースの機会主義は、市場支配力を有する事業者が行うことを反トラスト法で規制するというのがコダック判決以後の考え方である。

コダックの企業戦略の面から考えると、この事件は、カールトンの指摘しているように、そもそもコダックが部品の独占価格を設置し、可能な限りの独占利潤を獲得できるはずであった。この事件が機会主義的行動に該当すると判断されるのは、コダックが以前はISOに部品を供給していたのに、ある時点以降に供給することを取りやめたからであった。そもそも初めから部品を供給していなかったら事件にはならなかった。また、部品を供給していたときに、独占利潤を獲得できるような高価格を設定していたら、ISOへの部品供給を取りやめる誘因もなかった。コダックにとってはこうした戦略をとらなかったことが訴訟を引き起こす原因となった。

さて、インストール・ベースの機会主義は、何も供給者が支配的事業者でなくとも起りうる。たとえば、フランチャイズ制のもとでフランチャイザーがフランチャイジーに対して不利となるような取引条件の変更を行う場合がある。このようにフランチャイジーとなる事前には、フランチャイザーは競争している一事業者にすぎないが、ひとたびフランチャイズ契約を結ぶと関係特殊投資によりロックインされる。このような場合には、反トラスト法上の抱き合わせや独占化行為で規制することは困難な場合が多い。そのような場合にホールドアップから契約者を保護することを必要とするならば、むしろ契約法によって規制すべきものであると思われる。ホールドアップからの契約者保護は取引を促進する効果がある。

関係的契約論の視点から見ると、コダックとISOは部品取引を通じて取引関係に入ったのであり、社会的協力を推進するための契約として、前節で協力を促す規範としてあげた第3の基準が社会的に妥当とされるならば、それに該当するものであると考えられる。

7 おわりに

取引費用経済学は、限定合理性による不完備契約のもとで機会主義によるホールドアップの発生リスクが関係特殊投資からの取引費用を生み出し、それへの対応として市場取引からハイブリッド組織、そして統合へと進むことを説明した。関係的契約で強調されている契約後の協力を重視する関係的契約は取引費用を軽減し、統合の必要性を減じる。協力を促す規範が充実することは統合の必要性を減らし、関係的契約にもとづくハイブリッド組織の拡充をもたらすと考えられる。さらに、不完備な契約につきものの再交渉や再契約を予期した、紛争処理のための調停など手続き準備することも統合の必要性を低下し、取引費用を節約で

きる。こうしたことが市場化経済を迎えた社会で必要となるだろう。

注

- 1) 本稿は神戸大学法学研究科21世紀 COE プログラム「市場化社会の法動態学」研究センター (CDAMS) の一員として行った研究に基づくものです。本稿の研究テーマは CDAMS の齋藤彰教授に触発されて始めたもので、本稿の元になった CDAMS での報告では山本顕治教授はじめメンバーから有意義なコメントをいただきました。また、カリフォルニア大学バークレー校で客員研究員として、ウィリアムソン教授、スピラー教授から取引費用経済学について学ぶことが出来ました。すべての方々に感謝いたします。言うまでもなく、本稿の不備は著者の責任に帰するものです。
- 2) Shapiro (1995), Carlton (2001), Joskow (2002) を参照。
- 3) 取引費用経済学およびその拡張である新制度経済学について、最近の研究として Joskow (2003), Williamson (2000) (2002) などがある。
- 4) Coase (1937) 参照。
- 5) Williamson (1975) (1985) 参照。
- 6) Aspen Skiing Co. v. Aspen Highlands Skiing Corp. 472 U. S. 585 (1985). Carlton (2001).
- 7) Eastman Kodak Co. v. Image Technical Services. 504 U. S. 504 (1992). Joskow (2002).
- 8) コダックの主張について経済学的に詳しくは、コダック側の専門家証言を行った Shapiro (1995) を参照されたい。Carlton (2001) もこの点について同様の見解を示している。
- 9) ジョスコウはこうした観点から、略奪価格に対する規制の原理である、費用基準と利益回復の基準は理にかなっているとす。
- 10) 内田 (2002)。
- 11) Macneil (1986)。引用は Campbell (2004) からの再引用。
- 12) Macneil (1981)。引用は Campbell (2004) からの再引用。
- 13) 関係的契約およびその日本での適用についての論稿としては、内田 (2000) (2002) 参照。

参考文献

- Campbell, David (2004) "Ian Macneil and the Relational Theory of Contract," *CDAMS Discussion Paper 04/1E*.
- Carlton, Dennis W. (2001) "A General Analysis of Exclusionary Conduct and Refusal to Deal—Why *Aspen and Kodak* are Misguided," *Antitrust Law Journal*, 68, 659-683.
- Coase, Ronald (1937) "The Nature of the Firm," *Economica*, reprinted (1988) *The Firm, The Market, and the Law*, Chapter 2, 宮沢健一, 後藤晃, 藤垣芳文訳 (1992) 『企業・市場・法』東洋経済新報社。
- Joskow, Paul (1985) "Vertical Integration and Long Term Contracts: The Case of Coal-Burning Electric Generating Plants," *Journal of Law, Economics, and Organization*, 33-79.
- _____ (2002) "Transaction Cost Economics, Antitrust Rules, and Remedies," *Journal of Law, Economics, and Organization*, 18(1), 95-116.
- _____ (2003) "Vertical Integration," forthcoming *Handbook of New Institutional Economics*,

Kluwer.

Macneil, Ian (1981) "Economic Analysis of Contractual Relations: Its Shortfalls and the Need for a "Rich Classificatory Apparatus"," *Northwestern University Law Review*, 75, 1018-1063.

_____ (1986) "Exchange Revisited: Individual Utility and Social Solidarity," *Ethics*, 96, 567-93.

Shapiro, Carl (1995) "Aftermarkets and Consumer Welfare: Making Sense of *Kodak*," *Anti-trust Law Journal*, 63, 483-511.

Williamson, Oliver E. (1975) *Markets and Hierarchies*, The Free Press. (浅沼万里・岩崎晃訳『市場と企業組織』日本評論社 1980.)

_____ (1985) *The Economic Institutions of Capitalism*, The Free Press.

_____ (2000) "The New Institutional Economics: Taking Stock, Looking Ahead," *Journal of Economic Literature*, 38(3), 595-613.

_____ (2002) "The Theory of the Firm as Governance Structure: From Choice to Contract," *Journal of Economic Perspectives*, 16(3), 171-195.

内田貢 (2000) 『契約の再生』, 弘文堂.

内田貢 (2002) 『契約の時代：日本社会と契約法』, 岩波書店.